一一九　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたスクエア・キロメートル・アレイ天文台の標章を指定した件　二　96　三二

一二〇　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国連パレスチナ難民救済事業機関の標章を指定した件　二　96　三二

一二一　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件　六　96　三六

一二二　高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件　六　96　三六

一二三　高圧ガス保安法第三十九条の十二第一項の規定に基づき、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を取り消した件　六　99　八

一二四　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引及び外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　九　99　八

一二五　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　一三　特48　六

一二六　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　二〇　二

一二七　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準　二五　三

一二八　エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示　三一　116　八〇

〇国土交通省

五四八　運輸審議会件名表に登載された件　九　一〇

五四九　重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものを指定した件を一部改正する件　九　99　三四

五五〇　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　九　99　三四

五五一　砂防法第二条の土地を指定する件　一〇　八

五五二　建築基準法の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件　一〇　100　九

五五三　運輸審議会から答申があった件　一二　五

五五四　砂防法第二条の土地を指定する件　一三　四

五五五―五五八　旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断及び講習の実施機関より代表者の氏名変更の届出があった件　一三　六

五五九―六〇　旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断の実施機関より廃止の届出があった件　一三　六

五六一　高速自動車国道に関する件　一六　七

五六二―六三　砂防法第二条の土地を指定する件　一六　七

五六四　運輸審議会件名表に登載された件　一七　六

五六五―六七〇　砂防法第二条の土地を指定する件　一八　七

五六七一　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　一九　107　六

五七二　規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件　一九　107　六

五七三―四　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二〇　三

五七五　砂防法第二条の土地を指定する件　二〇　三

五七六　直轄砂防工事を施行する件　二〇　三

五七七　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二〇　三

五七八　公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示の一部を改正する件　二〇　108　二六

五七九―八〇　砂防法第二条の土地を指定する件　二〇　108　二六

五八一―二　水先人に免許を与えた件　二三　四

五八三　標準媒介契約約款の一部を改正する件　二三　109　一〇

五八四　運輸審議会から答申があった件　二六　四

五八五　水防法第十条第二項の洪水予報を行う河川の指定を改正する件　二六　112　二三

五八六　水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川の指定を改正する件　二六　112　二四

五八七　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二七　六

五八八―九　砂防法第二条の土地を指定する件　二七　六

五九二　建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件等の一部を改正する告示　二七　113　七九

五九三　つくばヘリポートの施設について告示した事項に変更があった件　三〇　五

五九四―七　高速自動車国道に関する件　三一　四

五九八　登録基幹技能者講習の登録をした件　三一　五

五九九　不燃材料を定める件の一部を改正する告示　三一　五

六〇〇　庄内空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　三一　116　八五

〇観光庁

七　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一〇　八

〇気象庁

八九　〃　一七　六

五　気象測器の型式を証明した件　二五　四

〇海上保安庁

一一九　航路標識に関する件　一〇　100　一三

二〇　〃　二六　四

〇環境省

四九　我が国における令和二年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を公表する件　二　七

五〇　福島県双葉郡浪江町の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って行う土壌等の除染等の措置に係る事項を告示する件　一九　五

五一　緊急指定種を指定する件　一九　六

五二　一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示　二四　110　一二